

申告は正しく **3月16日** までに

所得税の確定申告・市県民税の申告



申告は必要?

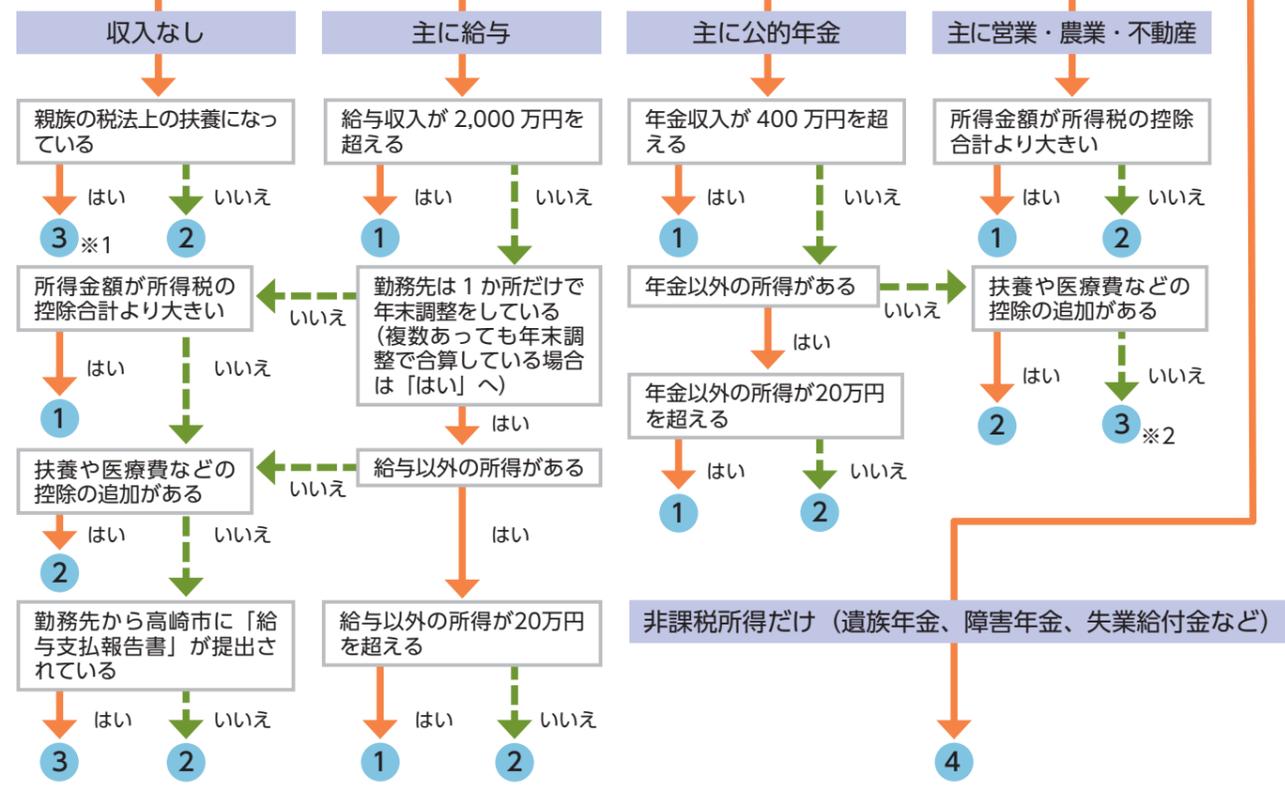
チャートを参考に確認してください

スタート

令和2年1月1日現在、高崎市に住んでいましたか?

いいえ → 高崎市に市県民税の申告をする必要はありません
令和2年1月1日に住んでいた市区町村へ相談してください

令和元年(平成31年)中にどのような収入がありましたか?



判定結果

フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課 (☎ 321-1218) に問い合わせてください

1	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください
2	市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
3	確定申告・市県民税の申告は必要ありません	「※1」の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告が必要です。「※2」の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
4	市県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の申請免除を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告が必要です

所得税の確定申告【高崎税務署(☎322-4711)】

申告会場はビエント高崎
 ●期間=2月17日(月)~3月16日(月)(土・日曜日を除く、3月1日(日)は申告を受け付けます) ●受付時間=午前9時~午後4時 ●会場=ビエント高崎(問屋町2丁目)
還付申告
 次に該当する人は、還付を受けられる場合があります。
 ●令和元年(平成31年)中に退職して年末調整を受けていない ●令和元年(平成31年)中に医療費の支払いが一定額以上ある

申告書の作成を指導
 次に該当する確定申告については、ビエント高崎で高崎税務署による申告書の作成指導を行います。
 ●青色申告、損失申告、修正申告、準確定申告、株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得、土地や建物の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、国外居住者の扶養控除に係る申告

市県民税の申告【市民税課(☎321-1218)】

市は2月7日(金)から、昨年市県民税の申告をした人に申告書を郵送します。令和2年1月1日現在、市内に住所があった人は、市県民税の申告をしてください。詳しくは、「市民税・県民税申告の手引き」で確認してください。手引きは市民税課や各支所税務課にある他、市ホームページでも確認できます。

申告受付は2月17日から
 ●期間=2月17日(月)~3月16日(月)(土・日曜日、祝日、2月24日(月)を除く) ●受付時間=午前8時30分~午後5時15分 ●受付場所=市役所2階28番窓口市民税課 ●郵送での提出先=〒370-8501 高崎市役所 市民税課

申告は、各支所でも受け付けます。受付時間は午前8時30分~正午と午後1時~5時15分です。問い合わせ先は、次のとおりです。
 ●倉渕支所=倉渕支所税務課 (☎ 378-4523)
 ●箕郷支所=箕郷支所税務課 (☎ 371-9051)
 ●群馬支所=群馬支所税務課 (☎ 373-1214)
 ●新町支所=新町支所税務課 (☎ 0274-42-1236)
 ●榛名支所=榛名支所税務課 (☎ 374-5110)
 ●吉井支所=吉井支所税務課 (☎ 387-3114)

上場株式などの所得の課税方式が選べます
 上場株式などによる所得がある人は、申請するとその所得にかかる個人住民税の課税方式が選べます。詳しくは、市ホームページで確認できます。
国保加入者は申告しないと不利益が生じる場合も
 国保加入者のいる世帯で、未申告の人がいると、国保料が正しく計算されなかったり、高額療養費の限度額が高くなったりする場合があります。
 問い合わせは、保険年金課(☎ 321-1235、1236)へ。

申告時に必要な物		
対象	必要書類など	
申告者全員	個人番号カードか通知カード(通知カードの場合は運転免許証などの本人確認ができる物も)、申告書、振込先口座の分かる物、印鑑(朱肉を使う物)	
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票(コピーやデータも可)
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収支内訳書、帳簿など
	雑・一時所得者	収入金額・必要経費が分かる書類
	配当所得者	支払通知書、特定口座年間取引報告書
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費の明細書または領収書、医療費通知、高額療養費などの補てん金分かる物、おむつ使用証明書※3など
	セルフメディケーション税制の特例	セルフメディケーション税制の明細書または領収書、適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書※4など
	配偶者特別控除	源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	寄附金控除	寄附金の受領証明書など

障害者控除・医療費控除の証明書を発行

いずれも申請は、本人と控除を受ける人の印鑑、運転免許証など窓口に来る人の身分を証明できる物を持って、市役所2階介護保険課(☎ 321-1242)か、各支所市民福祉課へ。
※3 高齢者のおむつ代の医療費控除確認書
 おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、控除を受けるのが2日目以降で要介護認定を受けている場合、一定の要件を満たす人は、市が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」で控除を受けることができます。
※4 障害者控除対象者認定書
 障害者手帳の交付を受けていない人でも、障害者控除を受けられる場合があります。対象となるのは、65歳以上で令和元年12月31日現在に要介護認定を受けていて、市の基準を満たす人です。

確定申告書は自分で作成 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(右記)で確定申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送するか、e-Taxで提出してください。

市ホームページ「市税」のページで「市民税・県民税申告の手引き」などが見られます